

新城市長選挙・

新城市議会議員一般選挙

ID 290721421

▽新城市選挙管理委員会事務局（行政課）（TEL 23・7617）

投票日

10月31日(日)

今年は、任期満了に伴う新城市長選挙・新城市議会議員一般選挙が行われます。10月24日(日)に告示し、10月31日(日)に投票・開票を予定しています。

今後4年間の市政に携わる代表者が決まる、私たちの生活に非常に深い関わりを持つ選挙です。有権者の皆さん一人ひとりが責任を持ち、自分の意思で投票しましょう。

未来をつくる

あなたの一票大切に

立候補予定者説明会

立候補の届出に必要な書類のほか、選挙運動に関する資料などを配布します。立候補予定者および関係者は必ず出席してください。

日時 9月22日(水) 午後1時30分～3時30分(予定)

場所 勤労青少年ホーム 2階 軽運動場

対象 新城市長選挙・新城市議会議員一般選挙の立候補予定者

※説明会への出席人数は、立候補予定者1人につき2人までとします(立候補予定者含む)。

その他 出席される方は、マスクの着用、手指の消毒、来場前の検温など、新型コロナウイルス感染症防止対策にご協力ください。

立候補することができる方
市長選挙

令和3年10月31日現在、満25歳以上の日本国民

市議会議員一般選挙

① 令和3年10月31日現在、満25歳以上の日本国民

② 令和3年10月31日現在、引き続き3カ月以上新城市に住んでいる人

郵便等による投票(要申請)

重度の障がいがある方や介護が必要な方で、投票所に行くことができない方は郵便等により自宅などで投票することができます。「郵便等投票証明書」の交付申請をしてください。

対象 左の表に該当する方

区分	障害名	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

投票のできる方

日本国民であることのほか、次の条件を満たす方

① 平成15年11月1日以前に生まれた方

② 令和3年7月23日以前から引き続き市内に住み、住民基本台帳に登録されている方

新城市に転入した方

令和3年7月24日以降に新城市へ転入の届出をした方は、投票できません。

新城市から転出した方

投票日まで新城市から転出した方は、投票できません。



新城市明るい選挙
推進イメージキャラクター
「しんしろ戦国めいすいくん」

申請

郵便等による投票の対象者であっても郵便等投票証明書の交付を受けていない方は、郵便等により投票できません。市選挙管理委員会で身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証を提示し、証明書の交付申請をしてください(代理人申請可。ただし署名は本人の自筆に限る)。

その他 証明書の交付には時間がかかりますので、申請は早め

にお願いします。

投票用紙の請求方法

10月27日(水)までに市選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」を提示(代理人持参・郵送可)し、投票用紙の請求手続をしてください。

※新型コロナウイルス感染症で宿泊施設内の収容または自宅での外出自粛要請期間が、新城市長選挙・新城市議会議員一般選挙の告示日の翌日(10月25日(月))から選挙期日(10月31日(日))までの期間にかかると見込まれる方は、特例により郵便等投票ができます。詳しくは、市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。